

令和元年 8 月 15 日

一般社団法人 日本禁煙学会
理事長 作田 学様

株式会社セブン-イレブン・ジャパン
お客様相談室室長 村佐宣明

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃よりセブン-イレブン店舗をご愛顧いただきありがとうございます。また、昨年11月より開始いたしました東京都における受動喫煙防止対策につきましてひとかたならぬご理解を賜わり、誠にありがとうございます。このたびあらためて弊社社長宛にお手紙を頂戴いたしましたので、お客様相談室責任者の村佐からお返事を申し上げます。

ご存知の通り、東京都の受動喫煙防止条例においてコンビニエンスストアの店頭が規制の対象外とされている中、喫煙ルームを設ける等の喫煙場所の確保といった要請があるのも実態でございます。しかしながら、弊社は昨年11月より「望まない受動喫煙をなくしたい」「健康影響を受けやすい子どもや病人、病気の後遺症に悩む人びとに寄り添いたい」といった思いから東京都の各加盟店オーナーと共に受動喫煙対策に取り組んでまいりました。多くの加盟店オーナーの賛同を得て、店頭灰皿につきましては少しずつではありますが撤去も進み、お客様からは感謝のお言葉を数多く頂戴するようになりました。一方でまだまだご指摘も多く頂いており、店舗入り口や歩道付近でのお客様への配慮が不足している状況につきましてはご指摘の通りでございます。また、併せて東京都以外のお客様からは昨年の取り組み開始以降、全国にも拡大して欲しいといった要望も寄せられておりました。

弊社といたしましては、そういったお客様のご意見・ご指摘を真摯に受け止め今後も継続して取り組んでまいり所存でございますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

2019年8月28日

一般社団法人 日本禁煙学会

理事長 作田 学様

山崎製パン株式会社

デイリーヤマザキ事業統括本部

弊社店舗における灰皿の取扱いについて

謹啓 貴会ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より、国民の健康に対する活動に敬意を表しております。

弊社デイリーヤマザキ事業統括本部につきましても、国民の皆様、お客様に対する健康増進に関する社会環境の変化に対応すべく、取り組みを行っているところであります。

店舗における店頭灰皿の撤去につきましても加盟店様に改正健康増進法の喫煙をする際の配慮義務等、ご協力いただきたい旨をお願いしております。

今後につきましても現在の活動を継続してまいりますので、今後ともご指導の程、宜しくお願い致します。

なお、現在、店内に喫煙室を設置している店舗はございません。

謹白

2019年8月

株式会社ファミリーマート
環境・情報管理グループ

【株式会社ファミリーマート】店頭灰皿撤去のご意見について

拝復 平素は格別のお引き立てを賜り誠にありがとうございます。

私どもファミリーマートの店舗における店頭灰皿の設置につきましては、各自治体の施行する路上喫煙に関する条例の内容を一つの目安として運用を行っています。条例で指定された路上喫煙禁止区域内の店舗では、原則的に灰皿の設置はせず、それ以外の立地の店舗については、設置場所の見直しや灰皿を使用するお客様に対する周辺への配慮呼びかけなど、各店舗とも状況に応じて対応を行っております。

店頭灰皿や店内の喫煙室に対していただいたご意見につきまして、店舗ごとに状況が異なることもあり、あいにく現時点での全店即時撤去は難しい状況でございます。しかしながら、店頭の灰皿を取り巻く状況を踏まえ、継続して対策を検討して参ります。

以上、ご返事とさせていただきます。ご意見をいただき、誠にありがとうございました。

敬具